

○環境省告示第二十一号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の施行に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和二年二月二十八日

環境大臣 小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示

（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の一部改正）

第一条 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年五月環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
第3 共通基準 1～7 (略) 8 危害防止		所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。	第3 共通基準 1～7 (略) 8 危害防止		所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。
9 (略)		(1)～(7) (略)	9 (略)		(1)～(7) (略)

（展示動物の飼養及び保管に関する基準の一部改正）

第二条 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成十六年四月環境省告示第三十三号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
第3 共通基準 1・2 (略) 3 危害等の防止 (1)・(2) (略) (3) 逸走時対策			第3 共通基準 1・2 (略) 3 危害等の防止 (1)・(2) (略) (3) 逸走時対策		第3 共通基準 1・2 (略) 3 危害等の防止 (1)・(2) (略) (3) 逸走時対策
		ア 管理者及び飼養保管者は、 <u>法第 25 条の2</u> に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみに危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が逸走した場合の関係機関との連絡体制、捕獲又は捕殺する			ア 管理者及び飼養保管者は、 <u>法第 26 条第1項</u> に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみに危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が逸走した場合の関係機関との連絡体制、捕獲又は捕殺する

<p>ための措置等についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>るための措置等についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>
--	---

(第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部改正)

第三条 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	<p>(その他の遵守すべき基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況(販売先に係る情報を含む。)について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、<u>法第二十一条の五第一項に基づき動物に関する帳簿を備え付けている</u>場合は、この限りでない。</p> <p>五 (略)</p>
改 正 前	<p>(その他の遵守すべき基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況(販売先に係る情報を含む。)について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、<u>犬猫等販売業者が、法第二十一条の六第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている</u>場合は、この限りでない。</p> <p>五 (略)</p>

(動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての一部改正)

第四条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について(平成十八年一

月環境省告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
第2	定義	この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2	定義	この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)	(略)	(1) (略)	(1)	(略)	(1) (略)
(2)	家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律 <u>第二十五条の二</u> に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。	(2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律 <u>第二十五条の二</u> に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。	(2)	家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律 <u>第二十六条第一項</u> に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。	(2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律 <u>第二十六条第一項</u> に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。
(3)・(4)	(略)	(3)・(4) (略)	(3)・(4)	(略)	(3)・(4) (略)
第3～第8	(略)	第3～第8 (略)	第3～第8	(略)	第3～第8 (略)

（犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置についての一部改正）

第五条 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成十八年一月環境省告

示第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
		動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第35条第1項本文及び第3項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第36条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。 第1 犬及び猫の引取り 1・2 (略)			動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第35条第1項本文及び第3項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第36条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。 第1 犬及び猫の引取り 1・2 (略)
		3 都道府県知事等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認められる場合は、引取りを行うこと。ただし、当該事態が生ずるおそれがないと認められる場合など引取りを求める相当の理由がないと認められる場合にあつては、この限りでない。			(新規)

4 (略)

5 都道府県知事等は、法第 35 条第 1 項本文又は第 3 項の規定により引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、所有者がいる可能性があることに十分留意して対応することとし、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 8 項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては、この限りでない。

6・7 (略)

第 2 負傷動物等の收容

1・2 (略)

3 第 1 の 4 から 7 までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を收容した場合について準用する。

第 3・第 4 (略)

第 5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において処理し、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の定めるところにより処理するなど適切な措置を講ずること。

3 (略)

4 都道府県知事等は、法第 35 条第 1 項本文又は第 3 項の規定により引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 8 項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては、この限りでない。

5・6 (略)

第 2 負傷動物等の收容

1・2 (略)

3 第 1 の 3 から 6 までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を收容した場合について準用する。

第 3・第 4 (略)

第 5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。



第6 報告  
 都道府県知事等は、犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容、これらの処分及び収容中の死亡の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。

第6 報告  
 都道府県知事等は、犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。

(第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部改正)

第六条 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成二十五年四月環境省告示

第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

(動物の管理)	改	正	後	(動物の管理)	改	正	前

第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 六 (略)

七 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 二 (略)

ホ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が、法第二十四条の四第二項において準用する同法第二十一条の五第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 六 (略)

七 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 二 (略)

ホ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。

## 附 則

この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。